

練馬区における地域生活支援拠点等 の整備の推進について

平成30年11月26日

練馬区福祉部障害者施策推進課

目次

- 1 地域生活支援拠点の整備目的・・・・・・・・・・ P3
- 2 練馬区の地域生活支援拠点等について・・・・・・・・ P4
- 3 平成30年度の報酬改定について・・・・・・・・ P5
- 4 30年4月以降の区における取組について・・・・・・・・ P6
- 5 今後の主な取組・・・・・・・・ P10

(参考資料)

- ・ 地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について (P11)
- ・ 地域生活支援拠点等のコーディネート機能について (P12)
- ・ 練馬区における地域生活支援拠点等の整備について (P13)

1 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

→ 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化。切れ目のない支援体制を構築。

2 練馬区における地域生活支援拠点等について

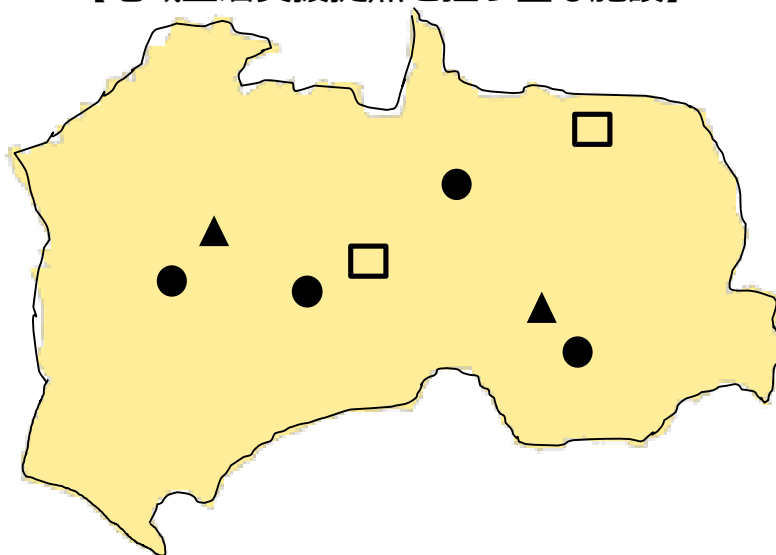
① 面的整備型

区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制

② 多機能整備型

グループホーム等にショートステイや相談支援の機能がある施設

【地域生活支援拠点を担う主な施設】



【凡例】

- 障害者地域生活支援センター
- ▲ 大泉つつじ荘、しらゆり荘
- 地域生活支援拠点（整備予定）

4 30年4月以降の区における取組①

(1) 多機能拠点型地域生活支援拠点の整備

ア 整備スキーム

北町2丁目にある都営団地の建替えに伴い創出された都有地を活用。東京都が整備・運営する事業者を募集・選定（区は、東京都に意見書を提出）し、定期借地権を設定して当該事業者に貸し付ける。（50年間）

イ 整備内容

- ・ 重度障害者向けグループホーム（常時支援が必要な方を中心）10室程度
- ・ 短期入所 2室以上
- ・ 特定相談支援

※地域生活支援拠点として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の機能があることが条件

ウ 開設予定の時期

平成32年度中 ※事業スケジュールにより前後することがある。

4 30年4月以降の区における取組②

(2) 大泉つつじ荘で特定相談支援・障害児相談支援を開始

ア 指定日

平成30年9月1日

イ 特色

- ・区立施設では、障害者・児の両方の相談支援ができる。
- ・ショートステイを併設しているため、受入れ後から緊急時の再発防止等に向けた相談支援ができる体制とした。

4 30年4月以降の区における取組③

(3) 地域生活支援拠点運営連絡会を開催

ア メンバー

障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘、区障害者施策推進課

イ 目的

地域生活支援拠点の運営体制に関する協議

ウ 開催回数

月1回

エ 現在までの協議内容

- ・地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について → 参考資料1
- ・地域生活支援拠点等のコーディネート機能について → 参考資料2
- ・地域生活支援拠点等の機能強化に関する協議

4 30年4月以降の区における取組④

(4) 民間事業所との連携

ア 課題

緊急時の受入れ・対応において、大泉つつじ荘・しらゆり荘では精神障害がある方の受入れのスキルが不足

イ 対応

区内にある主に精神障害に対応できるショートステイ事業所において、緊急時の受入れ時におけるバックアップ機能を担う。

ウ 今後

ショートステイ事業所と受入れの条件や運用体制について協議する。

5 今後の主な課題

- ① 報酬改定を踏まえた区の整備体制に関する検討
- ② 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所に対する地域生活支援拠点等の機能に対する具体的な協力体制に関する検討
- ③ 多機能型地域生活支援拠点の整備を推進するため、必要な数や機能を検討
- ④ 地域移行支援を強化するための地域生活支援拠点の機能の強化

参 考 资 料

地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について

機 能	評価項目	30年度評価指標
①相談	・地域生活支援センターでの相談支援事業所連絡会の回数	年8回（東西それぞれの地区で4回）
	・民間の特定相談支援事業所の件数	28か所
	・区内での自立生活援助の指定事業所数	1か所
	・区内での就労定着支援の指定事業所数	3か所
	・大泉つつじ荘の計画相談支援の作成件数	18件
	・地域移行支援、地域定着支援の件数	地域移行4件 地域定着4件
②体験の機会・場	・区内の共同生活援助事業所における共同生活援助サービス費（Ⅳ）の請求の数	1件以上
	・グループホームの部屋数	452室
③緊急時の受入れ・対応	・緊急時受入れ加算の請求件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・緊急時の受入れを行う短期入所の事業所数	2か所
	・地域生活支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘での緊急の連絡件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・大泉つつじ荘、しらゆり荘における緊急時の受入れ件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・緊急時の受入れ後の関係者会議の開催回数	年1回以上
④専門性	・研修センターの研修の参加人数	1,130人以上
	・介護保険など高齢者に関する研修の参加人数（練馬介護人材育成・研修センター開催）	51人以上
	・強度行動障害、医療的ケア、精神障害、発達障害に関する研修の参加人数（延べ人数）	186人以上
⑤地域の体制づくり	・地域生活支援センターが参加した研修センター主催の地域密着連携会議の開催回数（参加団体数、協議テーマ）	3回以上 ※光が丘地域は、地域密着連携会議がないため、練馬地区へ参加

地域生活支援拠点等のコーディネーター機能について

- 障害者地域生活支援センターおよび大泉つつじ荘は、「コーディネーター機能」を有する。
- 障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘の職員は、原則として全員がコーディネーターとなる。
- 開設時間中において、職員1人以上は③緊急時の受入れに対応できるようにすること。

機能	コーディネーター機能の内容	想定する実施内容	主な担当	担当
①相談	(1)民間特定相談支援事業所の助言およびスーパーバイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所連絡会の開催 ・民間特定相談支援事業所が担当する個別の相談支援におけるスーパーバイズを行う。 	施設長、職員 ※相談支援専門員	・障害者地域生活支援センター
	(2)地域資源に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者へのサービス等の適切な情報提供を実施 ・障害福祉サービス事業所等のサービス内容や障害特性に応じた支援について、民間特定相談支援事業所へ情報提供を行う。 	職員	
	(3)困難事例や専門性が高い相談支援手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画やモニタリングに関する好事例を蓄積し、相談支援事業所連絡会で情報提供する。 	施設長、職員 ※相談支援専門員	
②体験の機会・場	(1)障害者の状況（本人の希望、体験の機会の程度）に応じた体験の機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定はある程度進んでいることから、支給決定を受けた者が短期入所事業所と契約することを支援する。 ・グループホームでの体験やそのあっせん → 日中活動系サービス事業所への協力を依頼 ・日中活動系サービス事業所から利用者への短期入所の利用を勧奨 → 日中活動系サービス事業所に協力を依頼 	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センター ・大泉つつじ荘
③緊急時の受入れ・対応	(1)緊急時の対応における支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定はある程度進んでいることから、支給決定を受けた者が短期入所事業所と契約することを支援する。（受入れ前に情報を把握する。） ・障害者の状況に基づいた支援内容を調整 	施設長、職員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センター ・大泉つつじ荘
	(2)緊急時の受入れ後における支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援会議の開催 ・支給内容、支給量の変更の検討（相談支援の中で実施） ・家族等との調整 	施設長、職員	
④専門性	(1)専門性が高い支援の手法の検討（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・実地における実践的な支援に関する研修。特に日中活動系サービスや居住系サービスは個別支援での研修体制が必要 ・重症心身障害、強度行動障害、高次脳機能障害などの相談支援のスキルを向上する。 ・精神障害に対応できる民間特定相談支援事業所を広げる。 	施設長、職員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センター ・練馬障害福祉人材育成・研修センター
⑤地域の体制づくり	(1)地域資源を連携させる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携会議への参加、議題の提供・協議 ・地域に密着した連携体制の確立に関する協議（連携会議（研修センター）や連絡会での検討） 	施設長、職員 ※相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援センター
	(2)連携体制の構築のための事業			

練馬区における 地域生活支援拠点等の整備について

平成30年3月19日

練馬区福祉部障害者施策推進課

1 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

→ 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化。切れ目のない支援体制を構築。

2 整備する地域生活支援拠点等

① 面的整備型

区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制

→ 平成30年4月 開始

② 多機能整備型

グループホーム等にショートステイや相談支援の機能がある施設

→ 最短で平成31年度中の整備を目指す。

3 地域生活支援拠点等の機能について

機 能	内 容
①相談	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者地域生活支援センターを中心とした相談支援体制を強化・ 自立生活援助、就労定着支援など、平成30年4月から開始するサービスを踏まえて、障害者等の地域生活を支援・ すべての障害について、障害特性に応じた対応ができるよう取組を推進・ 大泉つつじ荘に相談支援を新たに設置
②体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none">・ 区内のグループホームを活用した体験の機会・場の提供をさらに推進・ あわせて、グループホームの整備を推進
③緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none">・ 主に大泉つつじ荘・しらゆり荘での対応・ 対象者は「介護者の急病等で居宅で介護できない者」とし、「緊急」とは、概ねショートステイ等の利用日の3日前から当日までとする。・ 日中の連絡先は障害者地域生活支援センターとし、センターの開所時間以外は大泉つつじ荘を連絡先とする。
④専門性	<ul style="list-style-type: none">・ 練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修内容を充実・ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の知識がある人材を養成・ 障害特性に応じた適切な支援ができる人材を養成
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者地域自立支援協議会のほか、地域で活動している団体（障害福祉サービス事業所に限らない。）がお互いに連携がとれるよう、協議などの場を地域に設置・ 協議などの場は、既存の会議体を活用

4 運用体制について

- ・ 障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘およびしらゆり荘、区（障害者施策推進課等）を中心とした地域生活支援拠点等の運営に関する連絡会を設置し、情報交換や運用上の課題について協議
- ・ 地域生活支援拠点等の実施状況について、障害者地域自立支援協議会に定期的に報告し、意見を聴取

5 多機能拠点型の整備

① 北町2丁目における整備

- ・ 重度障害者グループホームにショートステイと相談支援の機能をもつ施設を整備
- ・ 身近な地域で相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応を一体で提供
- ・ 平成31年度中の整備を目指す。

② 石神井町福祉園用地における整備

- ・ 高野台運動場用地での生活介護事業所（福祉園）の整備後に、重度障害者グループホームに、緊急時の受入れ対応ができるショートステイと相談支援の機能がある施設の整備を目指す。

6 継続課題

- ① 医療との連携体制を検討（医療的ケア、精神障害等への対応）
- ② 相談支援体制の強化（事業所増）
- ③ ショートステイの充実など地域資源の整備に向けた検討

→ 上記の課題に限らず、課題や協議が必要な事項があるときは、障害者地域自立支援協議会等において協議を行う。

7 これまでの協議の経過

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 平成28年11月 | 地域生活支援拠点等の整備の概要を説明 |
| 平成29年3月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備に関する協議 |
| 平成29年7月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の整備の方向性に関する協議 |
| 平成29年11月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備と多機能型の整備に関する協議 |